

議第147号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

付則第9条第1項中「附則第3条の2の17」を「附則第3条の2の18」に改める。

付則第10条の2の2第2項第1号ア（ウ）中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第80条第1号」を「第80条第1号イ」に改める。

付則第10条の3第3項第4号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イ」に改める。

付則第11条の2第1項中「政令で定める」を「施行令附則第16条の2の11第1項に規定する」に改める。

付則第14条の2の2第1項中「政令で定める」を「施行令附則第18条の2第1項に規定する」に改める。

付則第14条の2の3第1項中「附則第18条の2第1項」を「附則第18条の3第1項」に改め、同条第2項中「附則第18条の2第3項」を「附則第18条の3第2項」に改め、同条第3項中「附則第18条の2第4項」を「附則第18条の3第3項」に改める。

付 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第9条第1項の改正規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 付則第10条の2の2第2項第1号ア（ウ）および第10条の3第3項第4号の改正規定 公布の日から起算して11月を超えない範囲内において規則で定める日